

日本学生支援機構奨学金
災害救助法適用地域の世帯の学生に対する
緊急採用・応急採用の実施について

以下の地域で災害救助法が適用されました。適用地域の世帯の学生で、奨学金を希望する者は、窓口まで申し出てください。

適用地域及び適用日

災害救助法適用地域		適用日	災害
大分県	佐伯市 津久見市	9月17日	平成29年台風第18号

＊以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

- 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生
- 上記の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金)	平成29年9月以降で 希望する月	原則として 平成30年3月まで(※)
応急採用 (第二種奨学金)	平成29年4月以降で 希望する月	修業年限の終了月まで

※翌年度以降も**第一種奨学金**が必要と認められる場合は、「緊急採用継続願」を年度末ごとに繰り返し提出することにより、修業年限の終了月まで延長できます。

＊応募書類は、学生生活支援グループのほか、医学部・工学部・農学部
の学務課・学務係でも、取り次ぎを行います。

平成29年9月21日 学生生活支援グループ